

新規制基準、原子力規制検査、安全性向上評価届出制度(以下、「3制度」という。)の関係を踏まえた改善の方向性

(原子力規制検査を活用した安全性向上評価届出の運用改善)

- 評価届出について、原子力規制検査の中での確認に集約化を図りたい。
- 年度毎に各発電所を相互に確認し、全体を俯瞰しながら更なる改善につながるような運用に見直したい。

⇒ 4 ~ 5

(より迅速な安全性向上に向けた取り組み)

- 審査基準の一部では、具体的仕様を求められており、その運用を見直して頂きたい。
- 許認可本文の仕様記載を適正化、発電所運営段階での迅速な改善活動に繋げたい。
- 規制側からの詳細仕様確認は、原子力規制検査制度を中心に安全性向上評価届出制度などを活用頂く運用としたい。

(不確かさが大きな事象への対応は特に事業者改善活動を迅速に進めていきたい。)

⇒ 6 ~ 11